

道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の2第4項第1号ロ及び同法第99条の3第4項第1号ロの規定による技能検定員等の審査を次のとおり実施する。

令和8年8月6日

神奈川県公安委員会

区 分	内 容
審 査 の 種 類	1 技能検定員審査(大型二種、中型二種又は普通二種) 2 教習指導員審査(大型二種、中型二種又は普通二種)
審 査 期 日	令和8年10月9日(金)
実 施 場 所	横浜市旭区中尾一丁目1番1号 神奈川県警察運転免許センター
申 請 手 続	技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号)に定める技能検定員又は教習指導員審査申請書(別記様式第1号)を公安委員会に提出すること。
そ の 他	1 申請書の提出期限 令和8年9月25日(金) 2 申請書の提出先 横浜市旭区中尾一丁目1番1号 神奈川県警察本部交通部運転免許本部運転免許課教習所係 3 受験資格 自動車安全運転センター安全運転中央研修所における研修のうち、 新任技能検定員課程(大型二種、中型二種又は普通二種)又は新任教習 指導員課程(大型二種、中型二種又は普通二種)を修了した者 4 審査時の携行品 (1) 身分証明書 (2) 筆記用具